

参考1 農村の地域資源に関する参考データ

目 次

1 農村の地域資源を巡る情勢

(図表1) DID及び非DIDの人口推移と将来試算	参考1 - 1
(図表2) 高齢化(65歳以上)の進行	参考1 - 1
(図表3) 農業集落の農家率別構成の推移	参考1 - 1
(図表4) 都市住民が感じる農村の魅力	参考1 - 2
(図表5) 食品の安全性に対する消費者の関心の度合い	参考1 - 2
(図表6) 作付面積規模別の環境保全型農業に取り組んでいる農家の割合	参考1 - 3

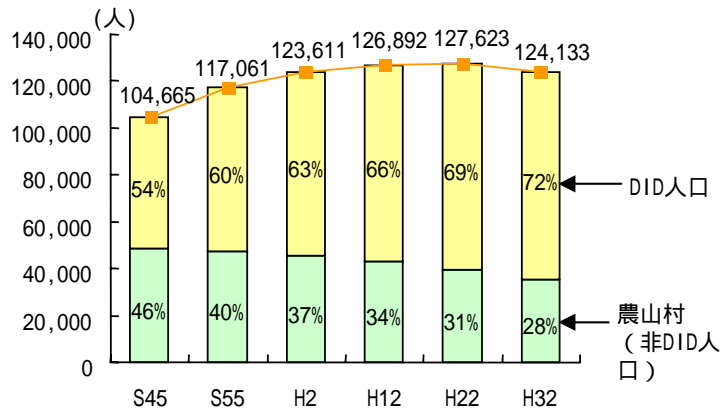
2 農村の地域資源の現状と課題

(図表7) 農業の多面的機能の評価	参考1 - 3
(図表8) 農地面積の推移	参考1 - 4
(図表9) 水田の汎用化の状況	参考1 - 4
(図表10) 畑地の幹線・末端農道の整備状況	参考1 - 4
(図表11) 耕作放棄地が増加している理由	参考1 - 5
(図表12) 地域類型別耕作放棄地の割合	参考1 - 5
(図表13) 耕作の荒廃が原因で過去5年間に被害が発生した旧市区町村	参考1 - 6
(図表14) 水田整備率と耕作放棄地率の関係	参考1 - 6
(図表15) 水田かんがいと水の循環	参考1 - 7
(図表16) 農業水利施設ストック形成(水土図)	参考1 - 7
(図表17) 農業水利施設ストック形成の推移	参考1 - 8
(図表18) 更新時期を迎える農業水利施設数の推移	参考1 - 8
(図表19) 農業用水路等の維持管理が不十分な作業と理由	参考1 - 8
(図表20) 夫役参加者数の変化	参考1 - 9
(図表21) 絶滅危惧種の分布	参考1 - 9
(図表22) 有機廃棄物の利活用の状況	参考1 - 10
(図表23) 農地面積当たり家畜排せつ物発生量(窒素換算)	参考1 - 10

3 地域資源の保全に係る施策の動向

(図表24) 諸外国の施策の概要	参考1 - 11
------------------	----------

(図表 1) DID及び非DIDの人口推移と将来試算



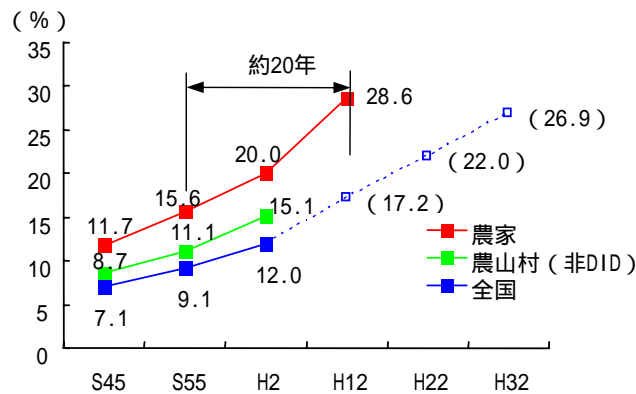
資料：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(H9.1)

注：1) DIDとは、市区町村の境界内で人口密度が1km²あたり4,000人以上の地域が隣接しており、それらの地域の人口が5,000人以上の地域。

2) 2000年以降のDID及び非DID人口試算値については、1990年～1995年の全国各地域の経済社会構造と各世代の生活行動が今後も変わらないと仮定した上で、「日本の将来推計人口」(中位推計)の総人口の推計値を所与とした補正を行っている。

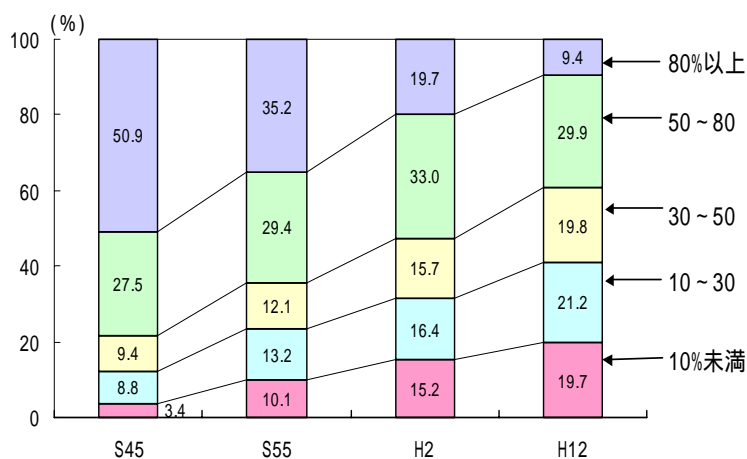
(図表 2) 高齢化 (65歳以上) の進行



資料：全国及び農山村の実績値は総務省「国勢調査」、農家の実績値は農林水産省「農業センサス」、全国の推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(H9.1)の中位推計による。

注：高齢者比率は65歳以上人口の占める割合を、()書きは推計値を示す。

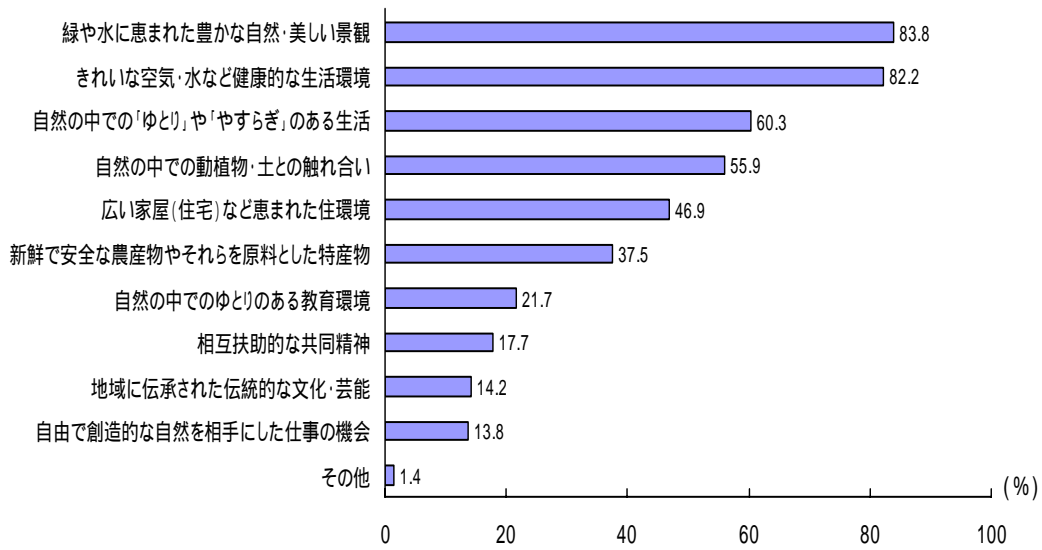
(図表 3) 農業集落の農家率別構成の推移



資料：農林水産省「農業センサス」

注：農業集落とは、市町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。

(図表 4) 都市住民が感じる農村の魅力

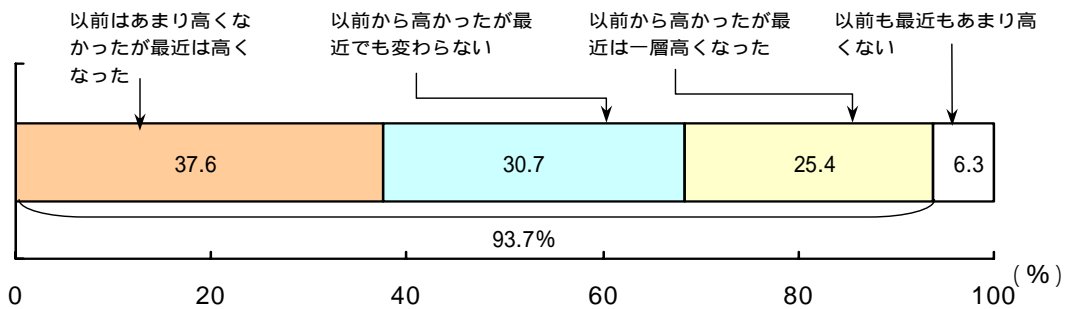


資料：(財)21世紀村づくり塾「都市住民に対する「ぜひとも住みたい快適農村」についてのアンケート」(H12.1)

注：1)東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の特設区、市に居住する住民を対象にH12.1～2に実施したもので、回答者数は3,473人である。

2)回答者の性別割合は、男性と女性がほぼ50%、年齢割合は、20、30、40、50、60歳代がそれぞれほぼ20%である。

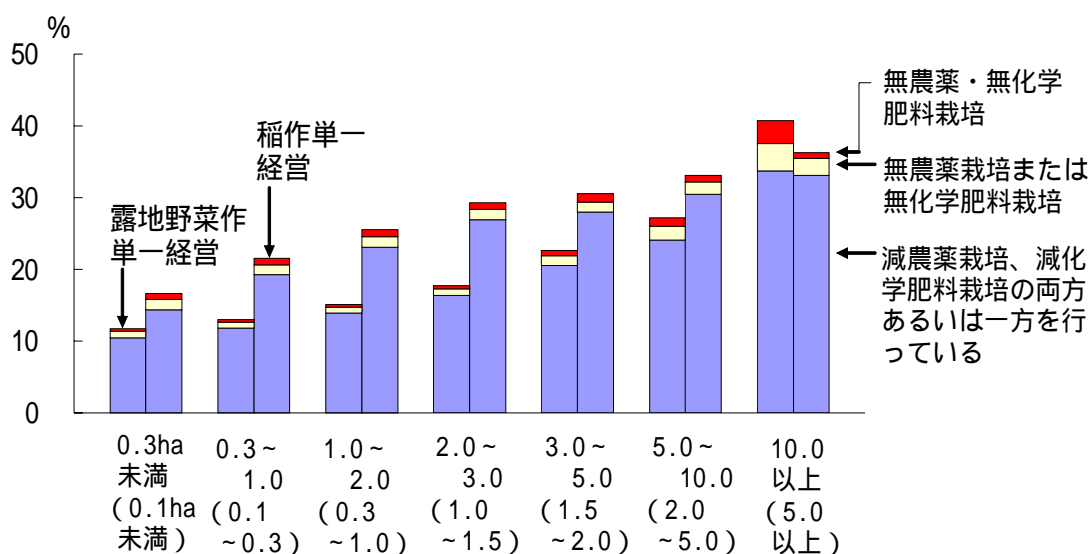
(図表 5) 食品の安全性に対する消費者の関心の度合い



資料：農林漁業金融公庫「消費者動向等に関する調査」(H12.11)

注：沖縄県を除く都道府県庁所在地に居住する2,300世帯を対象に、郵送により調査をH12.11～12行った結果である(回収率35.0%)

(図表 6) 作付面積規模別の環境保全型農業に取り組んでいる農家の割合
(稲作・販売農家・都府県)



資料：農林水産省「農業センサス」(H12、販売農家)(組替集計)

注：「露地野菜作単一経営」における規模階層は下段()内に示されている規模である。

環境保全型農業の定義

地域の慣行に比べて化学肥料や農薬の使用量を減らすことや、堆肥による土作りをして環境への負担軽減した農産物の栽培を行うこと。

(図表 7) 農業の多面的機能の評価

機能の種類	評価額(/ 年)	評価方法
洪水防止機能	3兆4,988億円	治水ダムを代替材として評価(代替法)
河川流況安定機能	1兆4,633億円	利水ダムを代替材として評価(代替法)
地下水涵養機能	537億円	水道料金と地下水の価格差によって評価(直接法)
土壌侵食(流出)防止機能	3,318億円	砂防ダムを代替材として評価(代替法)
土砂崩壊防止機能	4,782億円	耕作により防止されている被害額により評価(直接法)
有機性廃棄物処理機能	123億円	最終処分場を代替材として評価(代替法)
気候緩和機能	87億円	冷房料金の節減額により評価(直接法)
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円	都市部の世帯による旅行等に対する家計支出額により評価(代替法)

資料：(株)三菱総合研究所「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」(H13.11)

注：1) 農業の多面的機能のうち物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会の討議内容を踏まえ、(株)三菱総合研究所が貨幣評価を行ったものである。

2) 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の機能にすぎないこと等から、合計額は記載していない。

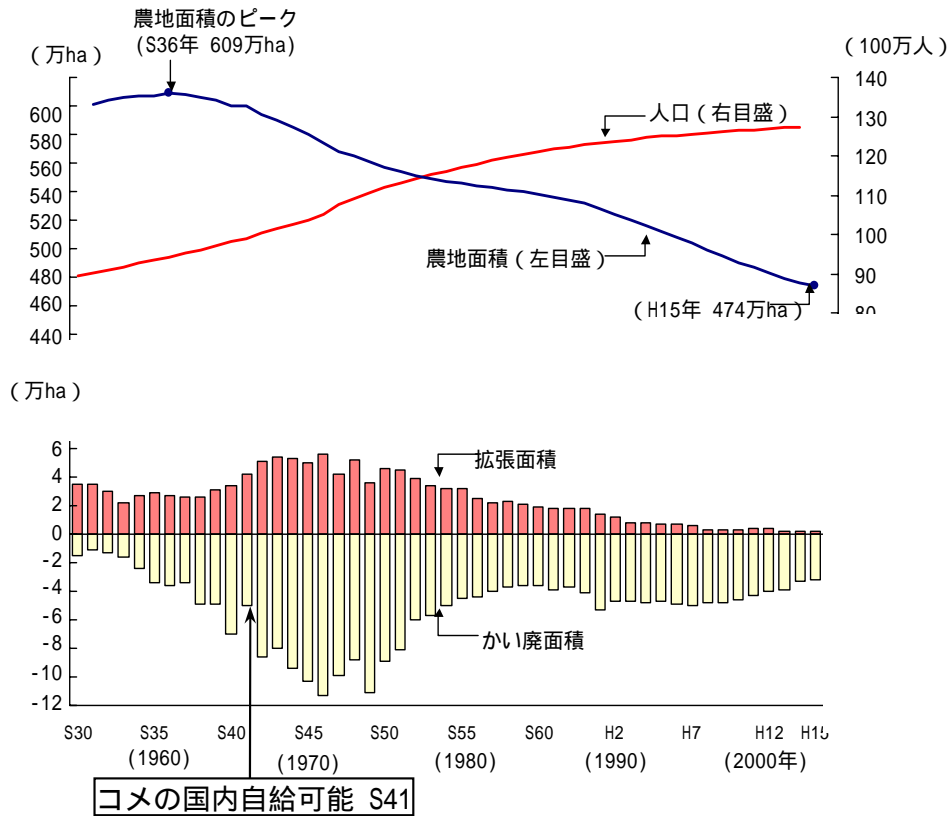
3) 洪水防止機能、河川流況安定機能、土壌侵食(流出)防止機能等の代替法による評価額についてはダム等を代替材として評価したものであるが、農業の有する機能とダム等の機能とは性格の異なる面があり、同等の効果を有するものではないこと等に留意する必要がある。

4) 保健休養・やすらぎ機能については、機能のうちごく一部を対象とした試算である。

5) いずれの評価手法も一定の仮定の範囲においての数字であり、試算の範疇を出るものではなく、その適応にあたっては細心の注意が必要である。

参考資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(H13.11)

(図表8) 農地面積の推移

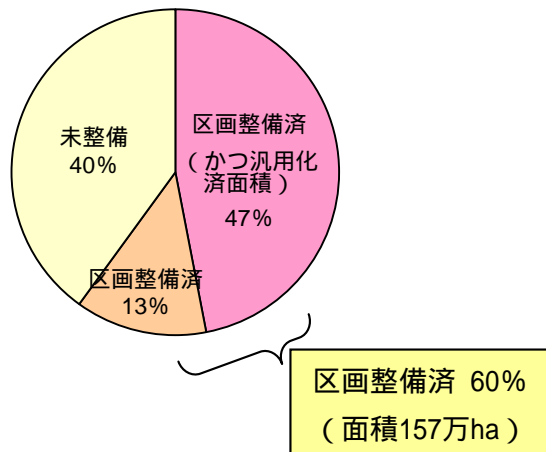


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：拡張・かい廃面積は、前年8月1日から当該年7月31日までの数値である。

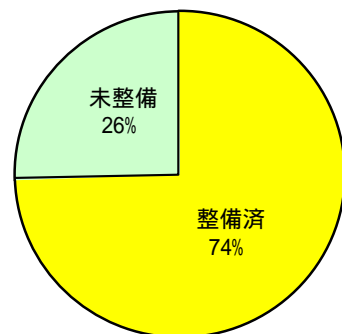
ただし、H14年については、H13年8月1日からH14年7月14日までの数値である

(図表9) 水田の汎用化の状況



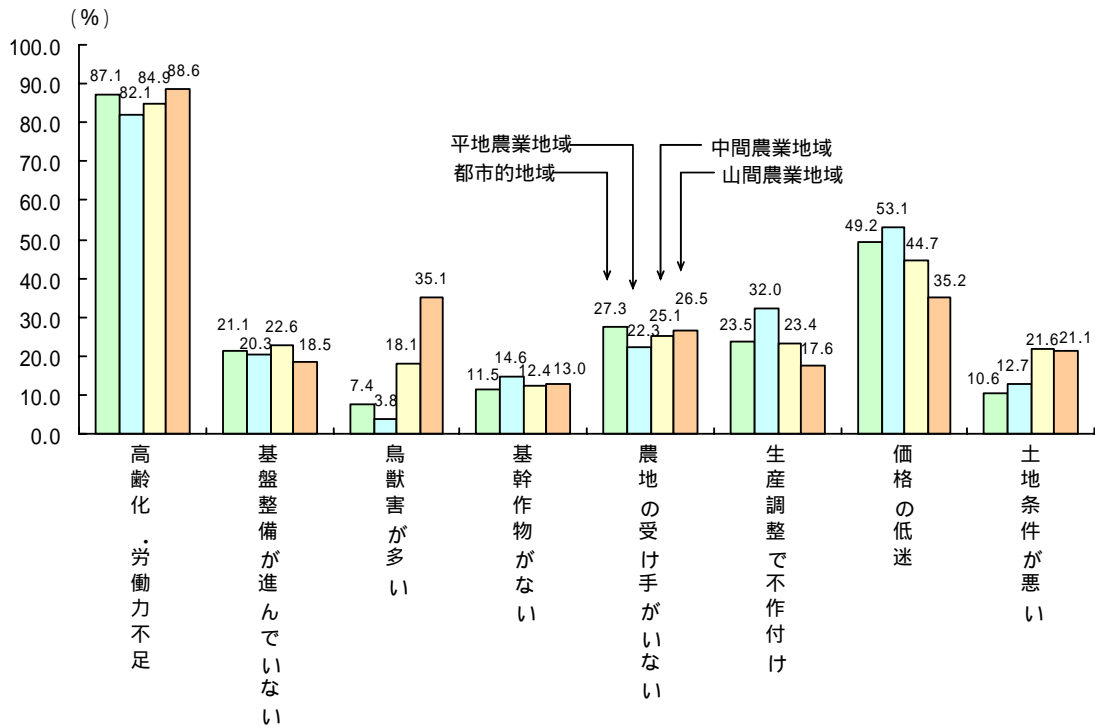
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、
「土地利用基盤整備基本調査」、
「農用地建設業務統計」による推計 (H14時点)

(図表10) 畑地の幹線・末端農道の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、
「土地利用基盤整備基本調査」、
「農用地建設業務統計」による推計 (H14時点)

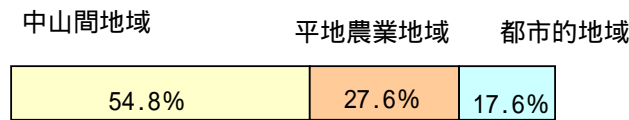
(図表11) 耕作放棄地が増加している理由(複数回答)



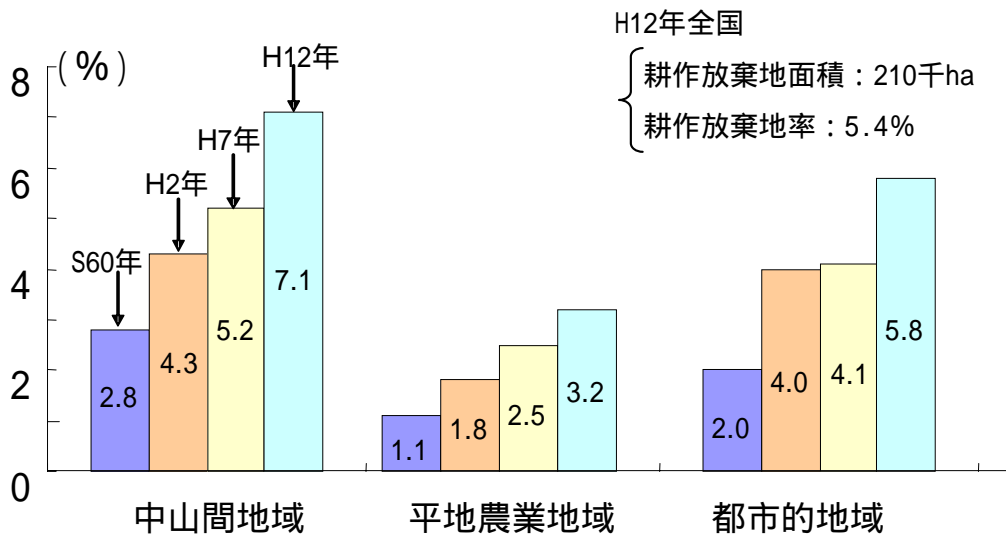
資料：全国農業会議所「平成14年度 地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

注：H14.6.15、調査対象は時点で在職している全農業委員59,254人に対するアンケート調査結果であり、で回答率は78.1%

(図表12) 地域類型別耕作放棄地の割合



耕作放棄地面積：210千ha (H12年)

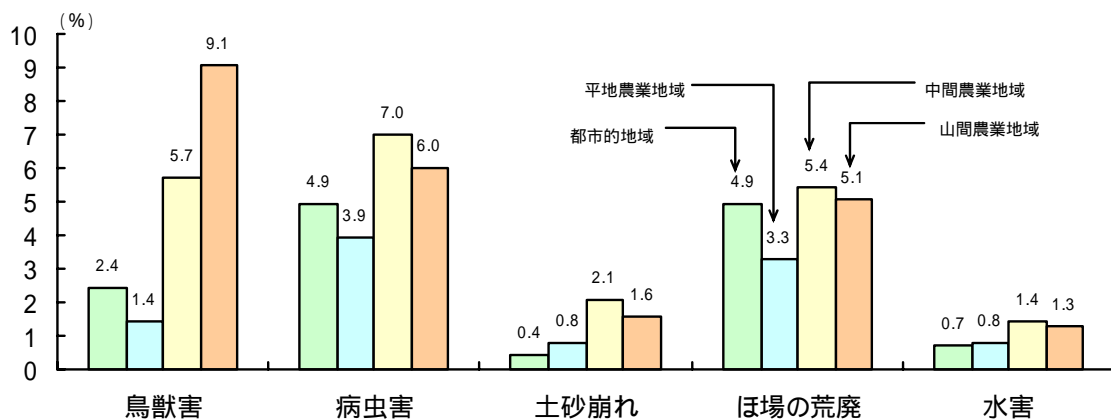


資料：農林水産省「農業センサス」

注：1) 耕作放棄地とは、以前農地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいう。

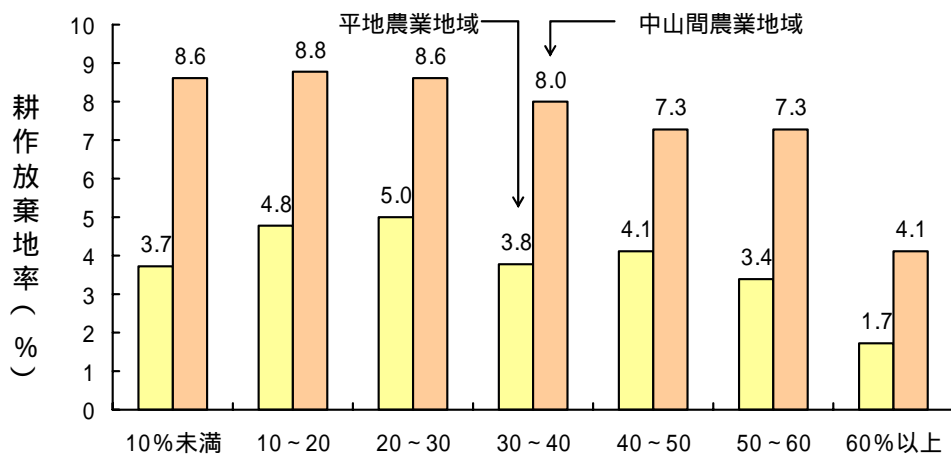
2) 耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

(図表13) 耕作の荒廃が原因で過去5年間に被害が発生した旧市区町村(複数回答)



資料：農林水産省「農業センサス」(H7)

(図表14) 水田整備率と耕作放棄地率の関係

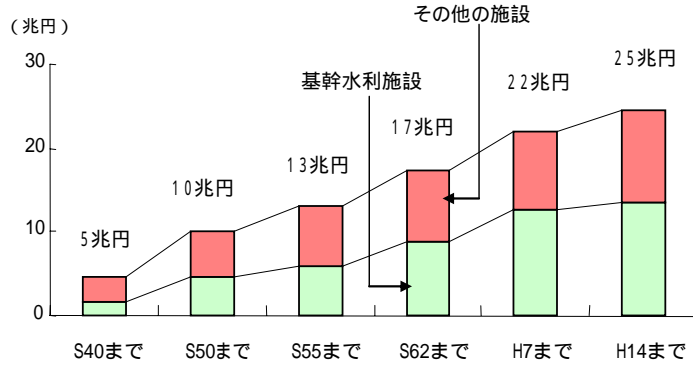


資料：農林水産省「農業センサス」(H12)(組替集計)

注：農業集落内の田の区画整理面積の割合(水田整備率)と農業集落内の田の耕作放棄地率の関係を見たものである。なお、耕作放棄地率は次式により算出した。

耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

(図表17) 農業水利施設ストック形成の推移

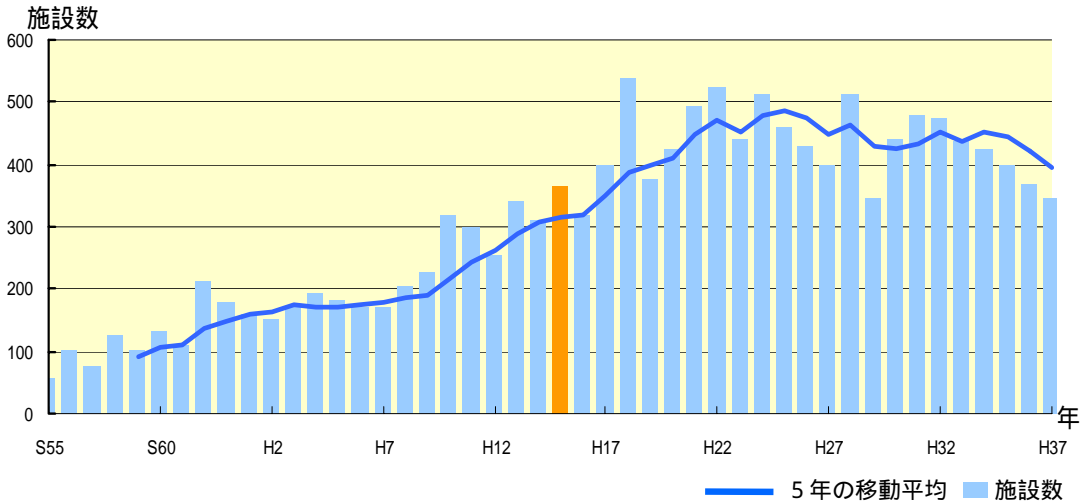


資料：農林水産省試算

注：農業水利施設の再建設費ベースによる評価算定。

基幹水利施設は、受益面積の100ha以上の農業水利施設である。

(図表18) 更新時期を迎える農業水利施設数の推移

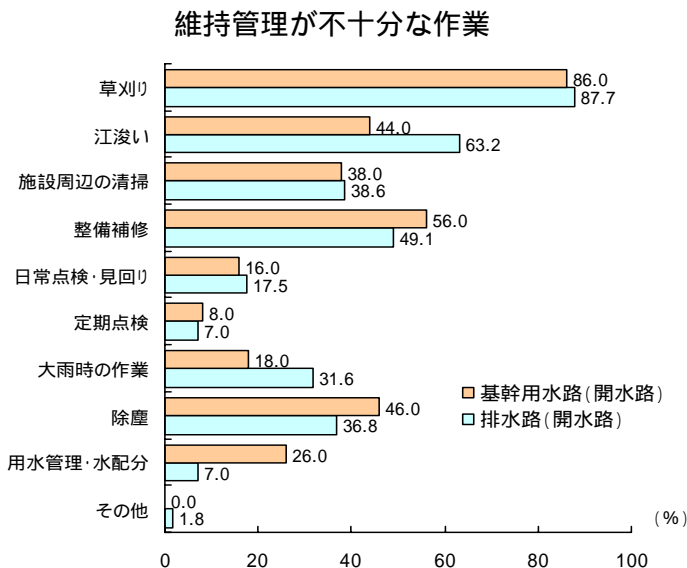


資料：農林水産省「基幹水利施設整備状況調査」及び補足調査による推計 (H14.3)

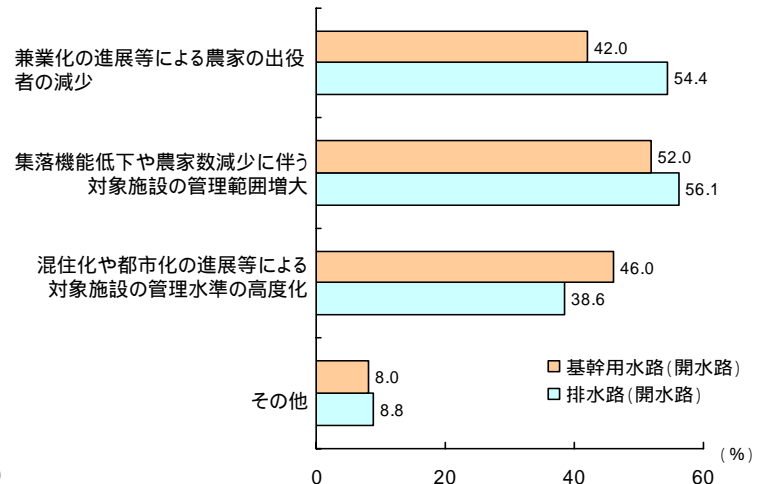
注：1) 基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設

注：2) 上表は、土地改良事業の経済効果算定に用いる標準耐用年数を用い、耐用年数に達したものは更新されるものとして作成

(図表19) 農業水路等の維持管理作業が不十分な作業と理由



維持管理が不十分な理由



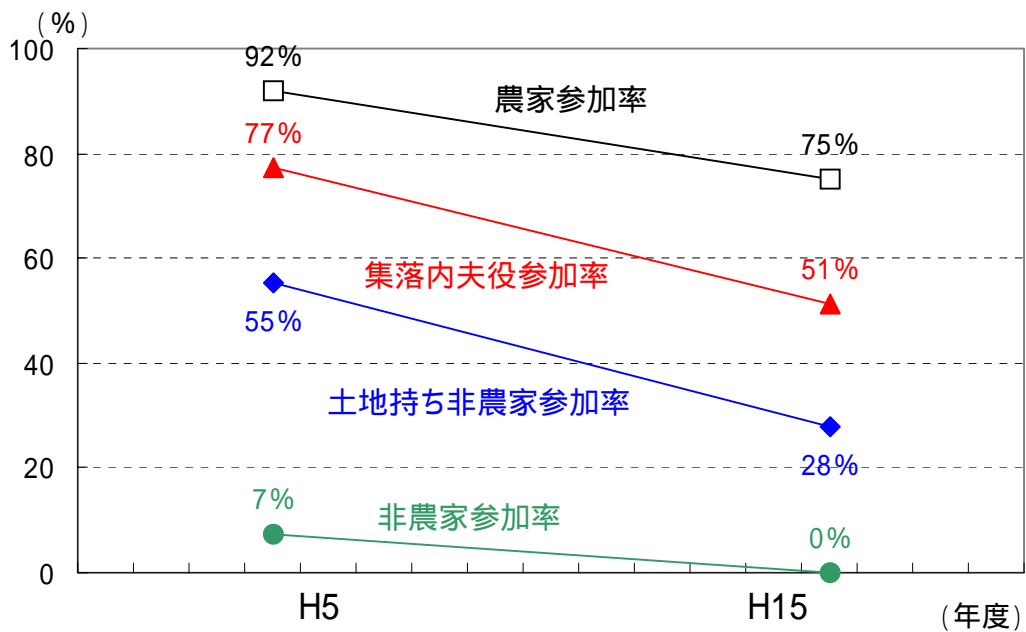
資料：農林水産省「農業構造の変化と施設管理についてのアンケート調査」(H13.10)

注：H13.10に全国の国営事業が完了した土地改良区140地区を対象に実施したアンケート調査である(回収率76.4%)

資料：農林水産省「農業構造の変化と施設管理についてのアンケート調査」(H13.10)

注：H13.10に全国の国営事業が完了した土地改良区140地区を対象に実施したアンケート調査である(回収率76.4%)

(図表20) 夫役参加者数の変化



資料：農林水産省調査（A県の10土地改良区管内について調査）

注：A県の10土地改良区管内についての調査結果(H15調査)

(図表21) 絶滅危惧種の分布

絶滅危惧種の分布

- 絶滅危惧動物が生息する所(里地里山内)
- 絶滅危惧動物が生息する所(里地里山以外)
- その他の里地里山

・絶滅危惧動物（687種）のうち、5種以上の生息が確認されている地域（ ）の約50%が農村地域等の里地里山地域と重複している。



動物RDB種集中地域（2次メッシュ）：

2次メッシュ（10km四方）内に絶滅のおそれのある動物種（計687種を対象とする）のうち5種以上の生息が確認されている2次メッシュ

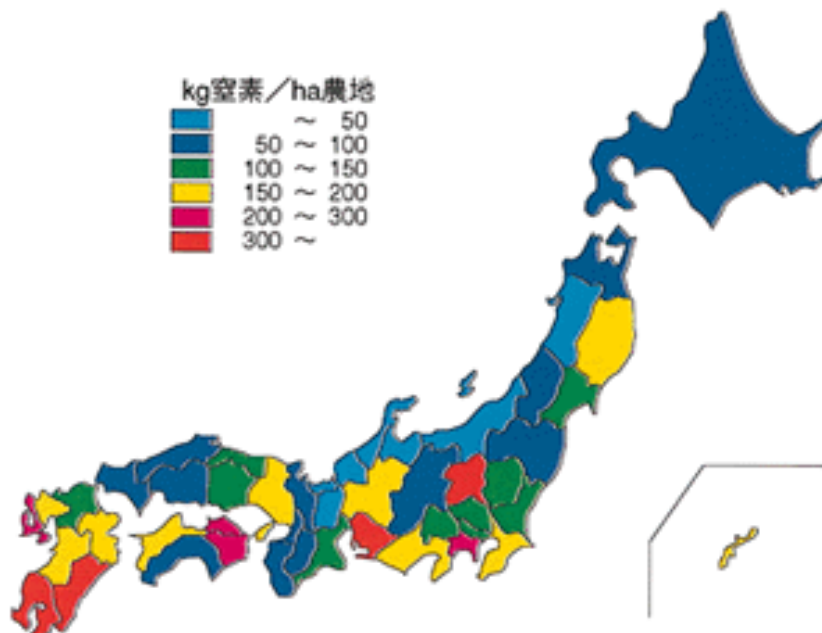
資料：環境省自然環境局

(図表22) 有機廃棄物の利活用の状況

有機廃棄物	年間発生量	利活用の状況
家畜排泄物	約9,100万 t	たい肥利用等 約80%
農作物非食用部 (稲わら、モミガラ等)	約1,300万 t	たい肥、飼料、畜舎敷料等への利用 約30%
食品廃棄物	約1,900万 t	肥飼料利用10%未満、残り90%が焼却・埋却処理
下水汚泥 (濃縮汚泥ベース)	約7,600万 t	建設資材・たい肥利用 約60% 埋立 約40%

資料：バイオマス・ニッポン総合戦略

(図表23) 農地面積当たり家畜排せつ物発生量 (窒素換算)



我が国全体の平均値は 128kg窒素/ha

資料：中央農業総合研究センター

(図表24) 諸外国の施策の概要

年 代	以 前	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代
E U 共通農業政策 (C A P)	1958年 E E C 発足	1970年 E C に移行		1993年 E U 発足	
		1968年 ~	1986年 ~ 1993年 U R 農業交渉	2000年 ~ W T O 農業交渉	
		C A P による市場の統一、農業生産の増強	1980年代 ~ 財政負担の増大、 農産物の生産過剰	C A P 改革 価格支持から直接支払へ、農村開発政策の強化	1992年 CAP改革
			1970年代後半 ~ 1980年代 C A P による農産物の高価格支持が集約的農業を推進し、環境や農村景観を破壊しているとの批判が強まる 〔 農産物の残留農薬問題、地下水汚染、野生動物の減少、農村景観の破壊等 〕	1987年 ~ 環境支払制度	1999年 Agenda2000改革
	1960年代 ~ 1970年代 地域間格差の拡大	1975年 ~ 条件不利地域対策		1999年 環境要件(通常の良い農法)の義務づけ	2003年 CAP改革
イギリス	1894年 ナショナル・トラスト設立 1907年 ナショナル・トラスト法制定	1940年 丘陵地域家畜補償金制度の開始	1968年 田園地域法制定	1987年 環境保全地域事業開始 1990年 硝酸塩汚染監視地域事業開始 (1996年から E U の硝酸塩指令に適合) 1991年 カントリーサイド・スチュワードシップ事業開始	1994年 有機農業助成事業開始 カントリーサイド・アクセス事業開始
フランス		1967年 エコミュージアムの実験開始	1972年 条件不利地域対策の導入	1993年 環境支払制度の導入	1999年 C T E 開始
ドイツ	1961年 条件不利地域での農業構造改善事業の補助率等の引き上げ 「わが村は美しく」コンクールの開始	1965年 空間整備法制定	1974年 バイエルン州 条件不利地域対策の導入 1976年 自然保護及び景観保全法制定 農地整備法改正(自然保護と景観保全措置の充実)	1988年 環境支払制度の導入	
米国	1956年 ソイル・バンク計画の導入 (1959年廃止)		1985年 85年農業法制定 土壌保全留保計画 (C R P) の導入 湿地保全計画(W R P) の導入	1990年 90年農業法制定 1996年 96年農業法制定 環境改善奨励計画 (E Q I P) の導入	2002年 02年農業法制定 保全セキュリティ計画 (C S P) の導入
日本の農政の動き	昭和36年(1961年) 農業基本法制定	昭和44年(1969年) 農振法制定 昭和45年(1970年) 過疎法制定 昭和46年(1971年) 米の生産調整開始	昭和55年(1980年) 農用地利用増進法制定	平成7年(1995年) 食糧法制定 平成5年(1993年) 特定農山村法制定 ふるさと水と土保全 対策事業開始	平成11年(1999年) 食料・農業・農村基本法制定 平成12年(2000年) 食料・農業・農村基本計画策定 中山間地域等直接支払制度開始 平成13年(2001年) 土地改良法の改正

参考 1 - 11